

市議会議長の通勤に伴う公用車使用に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年11月28日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

市議会議長の通勤に伴う公用車使用に係る公金支出に関する住民
監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年10月1日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成19年8月16日の市議会議長の通勤に使用した公用車の自動車運転日報写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、かつて高松市長、助役その他の一定の特別職の公務員が通勤に公用車を使用していたのに対して市長への提言その他の住民の批判にこたえて、当時の増田市長が、通勤のための公用車の利用廃止を決定して、マスコミにも公表した事実を知らず、違法又は不当に公用車を通勤に使用させて当該使用に係る運転者の給与等の費用やガソリン代その他の自動車費用の各相当額の損害を高松市に与えたので

ある。更に、本件事実証明書記載の通り、登録番号300ち1711（運転者A）の公用車は、一日に2回しか使用しておらず、公用車を無駄に使用していることは明らかである。

本件通勤のための公用車使用は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものである。更に、本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市議会議長（以下「議長」という。）の通勤のために公用車を使用させ、

それに要した運転士の給与等関係費用やガソリン料金その他の自動車費用を支出したことが、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、本件公用車使用に係る公金支出につき、責任を有する者に対して、当該損害の補てんをさせる等の必要な措置をとるよう、市長に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年10月19日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、財務部財産活用課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市における公用車保有の必要性とその保有の合法性

ア 市における公用車保有の必要性

市は、その活動の必要に応じて数多くの車両を保有しているが、そのうち一般に公用車と呼ばれているものは、市長、助役、収入役（平成19年4月1日施行の法改正により、助役は「副市長」に名称が変更となり、収入役は廃止されている。）、教育長および代表監査委員（以下「常勤特別職等」という。）や議長、議会副議長および議会議員（以下「非常勤特別職」という。）の乗用に供されている普通乗用自動車である。

この非常勤特別職のうち議長は、議会の代表者としての代表権や議会開会中における議事の整理権、議会事務局の庶務に関する指揮監督

権などの多岐に渡った権限を有しており，その権限に基づく活動は，市議会（以下「議会」という。）の議場など市役所本庁舎内での事務のほか，公務上，平日あるいは休日を問わず予定される庁舎外における市政全般に係る案件処理，各種式典，会議，懇談会等への出席のため，庁舎外に出向かなければならない機会が多く，日によっては1日に複数箇所への外出が必要なこともあり，その職務は，常勤特別職である市長と同様，広範に渡っており，それら公務を確実に遂行するために迅速かつ安全な移動を必要とするところ，市においては，その手段としてバス・鉄道などの公共交通機関を利用するよりも，機動性や利便性・安全性に優れている自動車を利用することが適当であると判断し，議長やこれに準じる議会副議長，議会議員（以下「議員」という。）などの便に供する自家用乗用車を購入し，これを市の公用車として保有しているものである。

なお，市による公用車保有の歴史は古く，記録上確認できる最も古い時期は，昭和27年11月である。

イ 非常勤特別職である議長が公用車を通勤のために使用することの合法性

市は，公用車を前述のアで示した議長の公務目的とこれに密接に係る通勤に使用してきている。

非常勤特別職は，常勤特別職等と異なり，市役所本庁舎の開庁日に毎日出退勤するものではないため，非常勤特別職である議長が通勤のために公用車を使用することに関しては，法や条例・規則に直接的な規定はないが，議員が招集された会議や委員会へ出席した場合に支給する費用弁償に関して，高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）が制定され，同条例第4条第2項で「議員が招集に応じて会議に出席した場合または議会の議決により付議された特定の事件についての審査のため委員会に出席した場合は，前項の規定にかかわらず，費用弁償として次の区分による旅費を支給する。ただし，公用車（これに相当するものを含む。）を使用したときは，1日につき3,000円とする。」と定められている。

この規定は、市の非常勤特別職が招集された会議や委員会に出席するため、公用車を使用することがあることを前提としているものであり、市としては、非常勤特別職である議長の会議や委員会へ出席するための公用車使用に何ら違法性はないものと認識している。

(2) 市における公用車の保有状況とその使用の実態

市は、かつて、議長用に1台、議会の共用として2台、市長用として1台、助役用として助役2人に対し各1台、収入役用および代表監査委員用として1台、教育長用および共用として1台の計8台の公用車を保有し、それぞれ専用の公用車として配車していたが、平成11年度に、公用車の効率的な運用を図るため、非常勤特別職や常勤特別職等が公務などで使用していない公用車を、適宜、他のものも使用できるようすべての公用車を共用として運行する制度に変更し、さらにその後の平成12年度に経費節減の観点から公用車8台のうち3台を減車しており、現在、市が非常勤特別職や常勤特別職等の使用に供している公用車は、下表のとおり5台にとどまっている。そのうち、本件請求の提出日から過去1年以内に、議長の通勤に使用した公用車は、同表中の に該当する車両である。

非常勤特別職と常勤特別職等の使用に供している公用車

区分	登録番号	車名		使用実態
	300ち1710	トヨタ	クラウン	については市長が、 については議長が優先的に使用するものの、基本的には、すべて共用公用車である。
	300ち1711	トヨタ	クラウン	
	33つ2450	ニッサン	セドリック	
	33つ2451	ニッサン	セドリック	
	57め5902	トヨタ	クラウン	

また、議長の通勤に使用した公用車の使用状況については、本件請求の提出日から過去1年以内に、計418回使用しており、その内容を自動車運転日報で確認したところ、自宅と市役所本庁舎間の通勤経路、自宅から行事予定地などを經由して市役所本庁舎へ至る経路および市役所本庁舎から行事予定地などを經由して自宅へ至る経路に、それぞれ使用しており、そのうち、上記の「非常勤特別職と常勤特別職等の使用に供している公用車」の表中の自動車運転日報の中から抽出した平成18年11月16日(木)、平成19年7月18日(水)および同年8月16

日（木）の詳細は、次表のとおりである。

平成18年11月16日（木）

運転回数	発時刻	着時刻	所要時間	走行区間	走行キロ数	用務
1	9:15	10:45	1:30	本庁～木太町～福岡町～本庁	14	議長用務
2	16:45	17:25	0:40	本庁～木太町～本庁	13	同上

平成19年7月18日（水）

運転回数	発時刻	着時刻	所要時間	走行区間	走行キロ数	用務
1	8:30	9:40	1:10	本庁～十川東町～本庁	31	監査事務局用務
2	13:00	14:00	1:00	本庁～宮脇町～香川町	16	人事課用務
3	14:10	15:20	1:10	香川町～空港～本庁	23	議長用務
4	15:30	16:30	1:00	本庁～十川東町～本庁	31	監査事務局用務

平成19年8月16日（木）

運転回数	発時刻	着時刻	所要時間	走行区間	走行キロ数	用務
1	8:20	9:30	1:10	本庁～川島東町～本庁	26	議長用務
2	17:00	18:00	1:00	本庁～川島東町～本庁	23	同上

なお、平成18年11月16日（木）と平成19年8月16日（木）で、議長の通勤に係る走行区間が異なるのは、同年5月1日付けで前議長が議員として任期満了となり、同月16日付けで現議長が就任したことにより、それぞれの自宅の所在地が異なるためである。

(3) 議長の通勤のための公用車使用の是非

議長は、非常勤特別職である議員の中から選挙で選ばれるため、招集された会議や委員会へ出席する場合、議員として条例第4条第2項の規定に基づき公用車を使用できるものの、それ以外の公務で市役所本庁舎へ登庁しようとしても前述の(1)のイで示したように、市は、別途、公用車の使用による通勤に関する規定を定めていないことから、議長自ら通勤手段を用意しなければならないこととなる。

しかしながら、市は、前述の(1)のアで示したように、市民の代表である議員の中から選ばれた議長と常勤特別職である市長の勤務形態にさほど違いがない実状を踏まえ、市長などの常勤特別職等については、高松市長等の通勤手当支給規則や高松市教育委員会教育長の給与等に関する条例を制定し、公用車による通勤を前提とする旨を定めている一方、議長については、通勤手段に関して何ら規定のない不均衡な状態を補うため、条例第4条第2項ただし書の規定に基づく議員の使用を前提に市が

保有している公用車を効率的に使用することとし、前述の(1)のアで示した議長の公務のみならず、運転士の勤務時間外による場合も含めた自宅送迎にも使用できるよう配慮しているものであり、かつ、議長に対する自宅送迎が他の自治体においても、必要に応じて行われていることから、社会通念上、認められているものであると認識している。

市は、この公用車を保有し、これを運用することについては、車両購入費の支出のほかに、運転士の給与、自動車損害共済分担金、継続検査に要する自動車損害賠償責任保険料や自動車重量税などの維持管理費とガソリン代などの経費が必要となるが、これら経費などの支出は、公用車制度を導入している以上は必要不可欠なものであり、その使用が適正なものである限り、何ら問題はなく、いずれも適法なものと認識しており、その支出負担行為何兼支出命令などの支出事務手続も、高松市事務決裁規程に基づく適正な決裁権者までの決裁を受けた上で、出納室の審査を経た後、適正に支払っている。

なお、これら経費のうち、運転士の時間外勤務手当およびガソリン代を除く費用は、議長が通勤のために公用車を使用するか否かにかかわらず必要なものであり、議長が通勤のために公用車を使用することによって増加する費用は、運転士の時間外勤務手当およびガソリン代であり、そのうちガソリン代の増加金額については、当該公用車を前述の(2)で示したように、共用車として運用されているため、議長以外の非常勤特別職や常勤特別職等が公務や通勤に使用しているほか、自宅と市役所本庁舎間の通勤経路の途中で行事予定地を経由する場合があることなどの事情のため個別に算定することは不可能であり、また、運転士の時間外勤務手当については、議長の通勤に使用した公用車を運転した運転士が4名おり、それぞれ異なる給与を対象として計算しなければならない複雑な事情があるため算定が困難である。

(4) 市の常勤特別職等のうち、市長・助役などの出退勤のための公用車使用を廃止するに至った経過とその理由

市は、平成10年度に策定した高松市行政改革計画の趣旨に則り、平成11年度に非常勤特別職や常勤特別職等の専用車運行体制を廃止し、

非常勤特別職や常勤特別職等が公務などで公用車の使用を必要とする場合、適宜、使用されていない公用車による移動が可能となるよう共用運行体制に切り替え、運転士の待機時間の縮減や公用車の効率的な運用を図っていたものの、市の厳しい財政状況を踏まえ、さらに経費削減の観点から、運転士の時間外勤務手当の削減を図るため、市長の統括権が及ぶ常勤特別職等に対し、平日の月曜日から金曜日までにおける勤務時間外での公用車使用による自宅送迎の廃止を決定するとともに、公用車に係る維持管理費の削減を図るため、市長部門、教育委員会、監査事務局などの執行機関用2台と議会用1台の減車方針を決め、議会用1台の減車について議会事務局との協議を経た後、平成12年度に、公用車を3台減車して計5台とすることとし、平成12年3月3日に開会された平成12年第1回高松市議会定例会での議員の質問に対する市長答弁でその旨を明確にした上、その実施に先立つ同月30日の市長定例記者会見で報道機関に対し、この内容を公表したものである。

(5) その後も議長の通勤のために公用車の使用を継続した理由

市は、上記決定に当たり、議長職の特殊性等を考慮し、当初から、通勤のための公用車使用廃止の対象を代表監査委員以外の常勤特別職等に限定しており、非常勤特別職である議長の通勤のための公用車使用を廃止の対象に含めておらず、議長や議会事務局から公用車による自宅送迎を取りやめる旨の申入れがなかったことから、市の常勤特別職等による通勤のための公用車使用廃止の公表後においても、従来からの慣行に従い、それまでと同様に、公用車による議長の自宅送迎を実施しているものである。

(6) 議長の通勤のための公用車使用と非常勤特別職に支給する費用弁償に関する規定との関係

市は、前述の(1)のイで明らかにしたように、議長などの非常勤特別職に対し、招集に応じて会議や委員会に出席した場合に費用弁償として旅費を支給するために条例を制定しているが、前述の(3)で明らかにしたとおり、通勤に関する規定を定めていないことから、前議長または現議長が会議や委員会への出席以外に公務のため公用車を使用して市役所本庁

舎に登庁しても、費用弁償としての旅費は支給していない。

2 監査委員の判断

(1) 議長が通勤のために公用車を使用することの適法性・妥当性について

請求人は、市においては常勤特別職等が通勤に公用車を使用していたことに対する市長への提言やその他の住民の批判に応じて、通勤のための公用車の利用廃止を決定し、公表しているのに、市職員はその事実を知らず、違法または不当に公用車を議長の通勤に使用させている旨を主張しているため、まず、この点について検討する。

市は、監査により認められた事実の(1)のイで明らかにしたとおり、非常勤特別職である議長が通勤のために公用車を使用することについては、法令や条例・規則に何らの規定はないものの、条例第4条第2項ただし書で、会議など出席のために、公用車を使用することがあることを前提とした規定を定めており、記録上公用車保有の事実が認められる昭和27年11月以前から議長が通勤のために公用車を使用していた慣行が続いている実情などを考慮すれば、その使用を否定すべき理由は見受けられず、これを違法とする直接的な法的根拠もない。

そこで、その使用の当否を検討するに、議員の選挙で選ばれた議長は、議会を代表するとともに、議事の整理権や議会事務局の庶務に関する指揮監督権など多岐にわたる権限を有していることから、議会開会中はもとより、その会期中以外にも市役所本庁舎への登庁を要することがあるとともに、議会の代表として、常勤の特別職である市長と同様に、平日は言うに及ばず休日においても自宅から直接各種式典や会合等の行事が実施される会場に赴く必要があることが多く、その広範な活動を機動的に遂行する必要性が強く要請されるところ、市は、議長のこのような公務やこれと密接に関係する業務のため市役所本庁舎と自宅間の送迎に公用車を使用することが必要不可欠であると判断し、保有している公用車を有効活用しているに過ぎないものであり、何ら裁量権の濫用や逸脱は認められず、相当かつ妥当なものと認められる。

市は、「監査により認められた事実」の(4)で明らかにしているとおり、平成12年度から、市長、助役などの出退勤のための公用車使用を廃止

することを決定し、これを同年3月30日の市長定例記者会見で、報道機関に公表したことは、請求人指摘のとおりであるが、この公用車使用廃止は、運転士の時間外勤務手当や公用車に係る維持管理費の削減を図るため、平日における常勤特別職等に対する「勤務時間外での公用車による自宅送迎の廃止」を対象とした政策的配慮によるものであり、議長の公用車による通勤については、「監査により認められた事実」の(1)のイで明らかにしたとおり、非常勤特別職である議長と常勤特別職等の勤務形態が異なっているため、もともと市が公表した常勤特別職等の公用車による通勤の廃止の対象から除外しており、市の常勤特別職等による通勤のための公用車使用廃止決定に反するものでないことは、明白であり、請求人の主張が失当であることは、明らかである。

また、議長の通勤に使用した公用車の使用状況を自動車運転日報で確認した結果においても、その使用は、市役所本庁舎と議長の自宅間の経路、または、自宅と市役所本庁舎間で行事予定地などを経由する経路にそれぞれ限定されており、かつ、経路を逸脱した事実も見受けられないので、その使用状況は、相当かつ妥当なものと認められ、よって、この点に関する請求人の上記主張には、何ら理由がないものと言わなければならない。

- (2) 議長の通勤のための公用車使用による市の費用負担増の有無および同使用に伴う公金の違法または不当な支出の有無について

次に、請求人は、議長の通勤に使用した公用車に係る運転士の給与、ガソリン代、維持管理費を違法または不当に支出している旨を主張しているので、この点について検討する。

「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしたように、時間外勤務手当を除く運転士の給与については、公用車の使用状況によって、その額に何ら影響を受けるものではなく、また、公用車の維持管理費についても、故障等による修理に伴う部品代・工賃を除き、その大半を占める継続検査に係る自動車責任賠償保険料および自動車重量税、自動車任意保険料に相当する自動車損害共済分担金などは、自動車を保有・運用すること自体に要する必要不可欠な経費であることは、言うまでもない。

そうすると、ガソリン代と運転士の時間外勤務手当が、公用車の走行距離と運転士の勤務時間外における自宅送迎の頻度や時間によって変動する金額となるものの、ガソリン代については、「監査により認められた事実」の(2)で明らかにしたように、適正な通勤経路の走行に要するもので、その額は、片道約10キロメートル、公用車の1リッター当たりの走行距離を約7キロメートル、ガソリン1リッター当たりの単価を平均して140円とそれぞれ仮定し、試算すると、1日当たり約800円となり、同一経路をタクシーの借り上げによって通勤する場合よりも、はるか安価になることは明らかである。また、運転士の時間外勤務手当については、常勤特別職等の勤務時間外における公用車使用による自宅送迎の廃止以前から、議長が出席する各種行事は、平日といえども、その開始または終了時刻が運転士の勤務時間外に及ぶことが多く、休日にも予定されることがあり、それら各種行事の前後に行われる自宅送迎も必然的に運転士の勤務時間外になるために要する経費であり、その金額は算定困難であるものの、常勤特別職等の勤務時間外における公用車使用による自宅送迎廃止の前後を通じて大きな変動はないものと推認され、その廃止後の議長の公用車使用による通勤によって、市の費用負担が増加したとは認め難いものと言わなければならない。

したがって、これら経費の額は、妥当なものと認められ、その支出事務手続についても、「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしたように、関係諸規定に基づき適正に支出されており、何ら違法は認められず、この点に関する請求人の上記主張には、理由がないものと言わなければならない。

なお、請求人は、登録番号300ち1711の公用車を市は1日に2回しか使用しておらず、公用車を無駄に使用している旨主張しているので、この点について、付言する。

市は、公用車の効率的運用を図るため、平成11年度に公用車を共用車運行体制に変更しており、その効果として、当該公用車については、「監査により認められた事実」の(2)で明らかにしたように、議長の通勤だけでなく、常勤特別職である代表監査委員の通勤などにも使用してお

り、かつ、その所要時間も運転士の勤務時間のほぼ2分の1を占める場合や1回当たり5時間に及ぶ場合が見受けられる例もあり、請求人が主張するように、1日に2回公用車を使用しているにすぎない日もあるものの、概ね有効かつ機動的に使用されており、請求人が指摘する特定の日だけの使用回数のみで公用車を無駄に使用しているとの主張には何ら合理性が認められず、請求人の主張は失当である。

よって、この点に関する請求人の上記主張についても、何ら理由がないものと言わなければならない。

- (3) 最後に、請求人は、本件公用車の使用に係る運転士の給与等の費用やガソリン代その他の自動車費用の公金支出について、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金の支出であると主張しているため、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件公用車の使用に係る運転士の給与等の費用やガソリン代その他の自動車費用の公金支出については、前項までに詳述しているところから明らかとなっており、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定した最少の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。